

平成29年生駒市議会（第4回）定例会議案

平成29年9月14日

生 駒 市

平成 29 年生駒市議会（第 4 回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 15 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
報告第 16 号	平成 28 年度生駒市水道事業会計継続費精算報告書	3
報告第 17 号	平成 28 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について	4～6
報告第 18 号	平成 28 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について	7～9
議案第 47 号	平成 28 年度生駒市一般会計決算の認定について	10
議案第 48 号	平成 28 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について	11
議案第 49 号	平成 28 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について	12
議案第 50 号	平成 28 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について	13
議案第 51 号	平成 28 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	14
議案第 52 号	平成 28 年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について	15
議案第 53 号	平成 28 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について	16
議案第 54 号	平成 28 年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	17
議案第 55 号	平成 28 年度生駒市病院事業会計決算の認定について	18
議案第 56 号	平成 29 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）	19～24
議案第 57 号	平成 29 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）	25～28
議案第 58 号	生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について	29～31

議案第 59 号	生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	32～33
議案第 60 号	RAKU-RAKUはうす条例の一部を改正する条例の制定について	34～35
議案第 61 号	市道路線の認定について	36
議案第 62 号	市道路線の廃止について	37
議案第 63 号	町の区域及び名称の変更について	38～41
議案第 64 号	生駒市教育委員会委員の任命について	42
議案第 65 号	生駒市法令遵守委員会委員の委嘱について	43
議案第 66 号	生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱及び任命について	44～45
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	46

報告第 15 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

平成 29 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて  
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定  
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

平成29年4月17日（月）午後4時00分頃

2 事故発生場所

生駒市俵口町2116番地91付近

3 損害賠償額

60,000円

4 事故の概要

公用車を運転中、生駒山麓公園に入る手前のロータリーで相手方の車両が  
公用車の進行方向の車線に進入してきたため、相手方の車両と接触したもの

平成29年8月23日

生駒市長 小 紫 雅 史

平成28年度 生駒市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画		実績		比較	
				年割額	左の財源内訳 損益勘定留保資金	支払義務 発生額	左の財源内訳 損益勘定留保資金	年割額と支払義務 発生額の差	左の財源内訳 損益勘定留保資金
			26	円 211,200,000	円 211,200,000	円 0	円 0	円 211,200,000	円 211,200,000
			27	223,300,000	223,300,000	120,279,504	120,279,504	103,020,496	103,020,496
		真弓浄水場 電気設備等 改良工事	28	222,300,000	222,300,000	509,885,280	509,885,280	△ 287,585,280	△ 287,585,280
		資本的支出 建設改良費	計	656,800,000	656,800,000	630,164,784	630,164,784	26,635,216	26,635,216

平成29年9月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成 28 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 28 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

(単位 %) )

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.28)	— (17.28)	0.2 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載している。
- 2 将来負担比率が算定されないため、「—」と記載している。
- 3 生駒市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

平成 29 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生 監 第 7 3 号  
平成 2 9 年 8 月 1 8 日

生駒市長 小紫雅史 様

生駒市監査委員 藤本勝美  
生駒市監査委員 井上圭吾  
生駒市監査委員 下村晴意

平成 2 8 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による平成 2 8 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

# 平成28年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査意見書

## 第1 審査の概要

市長から提出された生駒市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

## 第2 審査の期間

平成29年8月1日から平成29年8月18日まで

## 第3 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された下記の生駒市健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

### 記

健全化判断比率等

(単位：%)

比率名	平成28年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.28
連結実質赤字比率	—	17.28
実質公債費比率	0.2	25.0
将来負担比率	—	350.0

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。
- 2 将来負担比率については、将来負担比率が算定されないため、「—」を記載している。

### 2 個別意見

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (2) 実質公債費比率については、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (3) 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率が算定されないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

平成 28 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 2 条第 1 項の規定により、平成 28 年度決算に基づく水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位 %）

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業特別会計	— (20.0)
病院事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金の不足額がないため、「—」と記載している。
- 2 生駒市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

平成 29 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生 監 第 7 4 号  
平成 2 9 年 8 月 1 8 日

生駒市長 小紫雅史 様

生駒市監査委員 藤本勝美  
生駒市監査委員 井上圭吾  
生駒市監査委員 下村晴意

平成 2 8 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定による平成 2 8 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

# 平成28年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査意見書

## 第1 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

## 第2 審査の期間

平成29年7月12日から平成29年8月18日まで

## 第3 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された下記の生駒市資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

### 記

資金不足比率等

(単位:%)

特別会計の名称	平成28年度比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため、「—」を記載している。

### 2 個別意見

水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計においては、資金不足額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

議案第 47 号

平成 28 年度生駒市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度生駒市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 48 号

平成 28 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 49 号

平成 28 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度生駒市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 50 号

平成 28 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度生駒市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 51 号

平成 28 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 52 号

平成 28 年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度生駒市下水道事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 53 号

平成 28 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 54 号

平成28年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、平成28年度生駒市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、平成28年度生駒市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 55 号

平成 28 年度生駒市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度生駒市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成 29 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）

平成 29 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 1 6 , 7 7 5 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7 , 2 3 0 , 7 7 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 1 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		5,198,097	42,666	5,240,763
	2 国庫補助金	927,075	42,666	969,741
15 県支出金		2,407,636	9,000	2,416,636
	2 県補助金	618,968	9,000	627,968
19 繰越金		300,000	365,109	665,109
	1 繰越金	300,000	365,109	665,109
歳 入 合 計		36,814,000	416,775	37,230,775

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		15,564,949	53,019	15,617,968
	1 社会福祉費	6,009,556	5,019	6,014,575
	2 児童福祉費	7,181,044	48,000	7,229,044
4 衛生費		3,964,125	7,576	3,971,701
	1 保健衛生費	1,726,864	7,576	1,734,440
8 教育費		4,342,493	4,402	4,346,895
	2 小学校費	488,767	2,047	490,814
	3 中学校費	300,240	2,355	302,595
10 公債費		2,974,095	351,778	3,325,873
	1 公債費	2,974,095	351,778	3,325,873
歳 出 合 計		36,814,000	416,775	37,230,775

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	621,029	42,666	663,695	2 児童福祉費補助金	42,666	保育対策総合支援事業費補助金	
計	927,075	42,666	969,741				

[単位 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 衛生費県補助金	13,404	9,000	22,404	1 保健衛生費補助金	9,000	在宅医療・介護連携拠点整備補助金	
計	618,968	9,000	627,968				

[単位 千円]

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	300,000	365,109	665,109	1 繰越金	365,109	前年度繰越金	
計	300,000	365,109	665,109				

[単位 千円]

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額	財源				
					特定	その他			
6 介護保険費	1,427,692	5,019	1,432,711		5,019	23 償還金利子及び割引料	5,019	過年度償還金	
計	6,009,556	5,019	6,014,575		5,019				

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額	財源				
					特定	その他			
1 児童福祉総務費	3,444,794	48,000	3,492,794	42,666 (国補)		19 負担金補助及び交付金	48,000	私立保育所等施設整備費補助金	
計	7,181,044	48,000	7,229,044	42,666	5,334				

[単位 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額	財源				
					特定	その他			
1 保健衛生総務費	816,504	7,576	824,080	9,000 (県補)	-1,424	8 報償費	204	謝礼	
				9,000		11 需用費	136	消耗品費	
計	1,726,864	7,576	1,734,440	9,000	-1,424	13 委託料	7,236	在宅医療・介護連携推進事業委託料	

[単位 千円]

## (款) 8 教育費

## (項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	財源	一般財源	区分	金額	
2 教育振興費	88,731	2,047	90,778			2,047	20 扶助費	2,047	要保護及び必要保護児童就学援助費
計	488,767	2,047	490,814			2,047			

[単位 千円]

## (款) 8 教育費

## (項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	財源	一般財源	区分	金額	
2 教育振興費	76,644	2,355	78,999			2,355	20 扶助費	2,355	要保護及び必要保護生徒就学援助費
計	300,240	2,355	302,595			2,355			

[単位 千円]

## (款) 10 公債費

## (項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	財源	一般財源	区分	金額	
1 元金	2,802,728	351,778	3,154,506			351,778	23 償還金利子及び割引料	351,778	長期償還元金
計	2,974,095	351,778	3,325,873			351,778			

[単位 千円]

議案第 57 号

平成 29 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 29 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,242 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,282,614 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,544,767	2,107	1,546,874
	2 国庫補助金	194,681	2,107	196,788
4 支払基金交付金		2,178,272	1,675	2,179,947
	1 支払基金交付金	2,178,272	1,675	2,179,947
5 県支出金		1,161,119	1,054	1,162,173
	2 県補助金	70,220	1,054	71,274
7 繰入金		1,340,953	28,406	1,369,359
	2 基金繰入金	50,455	28,406	78,861
歳 入 合 計		8,249,372	33,242	8,282,614

## 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		941	4,836	5,777
	1 基金積立金	941	4,836	5,777
5 諸支出金		3,856	28,406	32,262
	1 償還金及び還付加算金	3,856	28,406	32,262
歳 出 合 計		8,249,372	33,242	8,282,614

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 地域支援事業包括的支援等交付金	73,234	2,107	75,341	2 過年度分	2,107	
計	194,681	2,107	196,788			

[単位 千円]

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業交付金	75,270	1,675	76,945	2 過年度分	1,675	
計	2,178,272	1,675	2,179,947			

[単位 千円]

(款) 5 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業包括的支援等交付金	36,617	1,054	37,671	2 過年度分	1,054	
計	70,220	1,054	71,274			

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	50,455	28,406	78,861	1 介護給付費準備基金繰入金	28,406	

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
計	50,455	28,406	78,861				

[単位 千円]

歳 出

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	金額	説	明
				一般財源							
				特 定 地 方 財 源	其 他	一 般 財 源					
1 介護給付費準備基金積立金	941	4,836	5,777	3,161 (国補)	2,107 (県補)	1,675 (基)	1,675	25 積立金	4,836	介護保険介護給付費準備基金	
計	941	4,836	5,777			1,675					

[単位 千円]

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び選付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	金額	説	明
				一般財源							
				特 定 地 方 財 源	其 他	一 般 財 源					
2 償還金	10	28,406	28,416			28,406 (繰入)	28,406	23 償還金利子及び割引料	28,406	国庫支出金等精算返還金	
計	3,856	28,406	32,262			28,406					

[単位 千円]

生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成29年9月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第1条 生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第7条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第12条の2第18項を同条第19項とし、同条第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(生駒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市税条例等の一部を改正する条例(平成26年5月生駒市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第90条及び新条例」を「生駒市税条例第90条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第90条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第90条第2号ア(ウ)A	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第90条第2号ア(ウ)B	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第17条第1項	第90条	生駒市税条例等の一部を改正する条例(平成26年5月生駒市条例第22号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条
附則第17条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第17条第1項の表第2号ア(ウ)Aの項	第2号ア(ウ)A	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(ウ)A
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第17条第1項の表第2号ア(ウ)Bの項	第2号ア(ウ)B	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(ウ)B
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行す

る。

(1) 第1条中生駒市税条例附則第12条の2第18項を同条第19項とし、  
同条第17項の次に1項を加える改正規定 公布の日

(2) 第1条中生駒市税条例附則第7条の3第1項の改正規定及び次項の規定  
平成31年1月1日

(3) 第2条の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市税条例の規定中個人の市民税に関する部  
分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年  
度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 59 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成29年9月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の9中「附則第3条の5」を「附則第3条の6」に改め、同条を附則第3条の10とする。

附則第3条の8中「附則第3条の5」を「附則第3条の6」に改め、同条を附則第3条の9とする。

附則第3条の7中「附則第3条の5」を「附則第3条の6」に改め、同条を附則第3条の8とする。

附則第3条の6を附則第3条の7とし、附則第3条の5を附則第3条の6とし、附則第3条の4の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第45項の条例で定める割合）

第3条の5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、  
3分の2とする。

附則第8条中「附則第3条の5及び第3条の7」を「附則第3条の6及び第3条の8」に、「附則第3条の5及び第3条の8」を「附則第3条の6及び第3条

の 9」に、「附則第 3 条の 6、第 3 条の 8 及び第 3 条の 9」を「附則第 3 条の 7、第 3 条の 9 及び第 3 条の 10」に、「附則第 3 条の 8」を「附則第 3 条の 9」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

RAKU-RAKUはうす条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成29年9月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

RAKU-RAKUはうす条例の一部を改正する条例

第1条 RAKU-RAKUはうす条例（平成13年4月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 830円」を「1, 800円」に、「3, 460円」を「3, 400円」に、「4, 890円」を「4, 800円」に改める。

第2条 RAKU-RAKUはうす条例の一部を次のように改正する。

別表中「1, 800円」を「1, 830円」に、「3, 400円」を「3, 460円」に、「4, 800円」を「4, 890円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後のRAKU-RAKUはうす条例別表の規定は、平成31年10月1日以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収す

る使用料については、なお従前の例による。

議案第 61 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	第2阪奈壱分9号線	壱分町159番5先 壱分町159番10先	
2	すみれヶ丘10号線	松美台64番1先 松美台60番40先	
3	すみれヶ丘11号線	松美台60番48先 松美台60番50先	
4	池上園湯舟線支線5号	西旭ヶ丘2468番8先 西旭ヶ丘2468番27先	
5	池上園湯舟線支線6号	西旭ヶ丘2468番27先 西旭ヶ丘2468番26先	
6	山崎菜畑線支線8号	山崎町458番1先 山崎町444番12先	
7	鹿畑町駅前4号歩行者専用道	鹿畑町894番2先 鹿畑町896番5先	
8	久保中村線支線11号	高山町12563番先 高山町12582番先	
9	北大角線支線8号	北田原町297番先 北田原町174番先	

平成29年9月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 62 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点
1	久保中村線支線11号	高山町12563番先 高山町12580番先
2	北大角線支線8号	北田原町297番先 北田原町81番先

平成29年9月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 63 号

町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、生駒市内の町の区域及び名称を別表のとおり変更する。

なお、関係区域は、別図 1（変更前）及び別図 2（変更後）のとおりである。

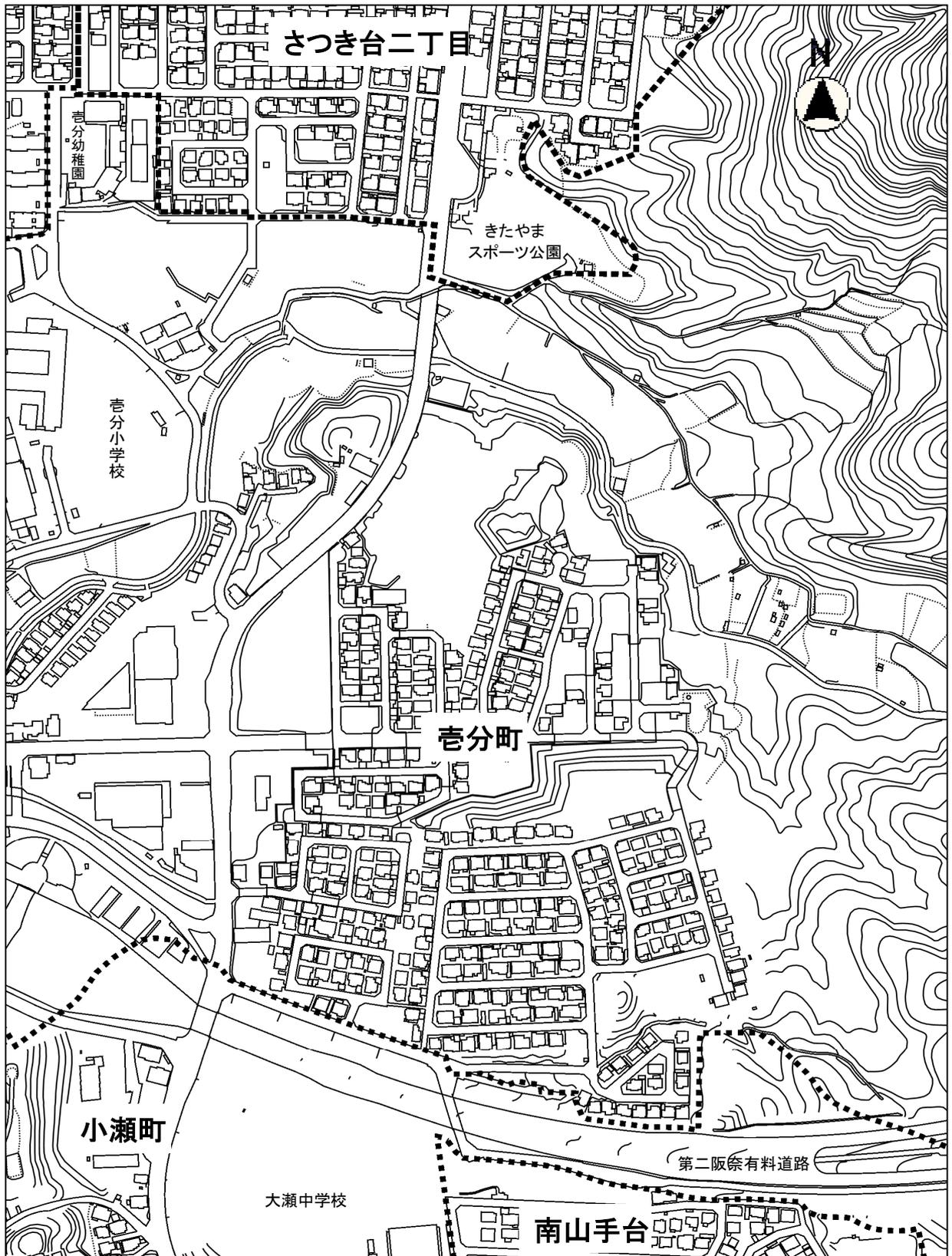
平成 29 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

## 別表

新町名	現町名	新町となる区域
翠光台	壱分町(一部)	67番1、67番245から67番289まで、68番1から68番16まで、68番18から68番20まで、68番22から68番118まで、68番125から68番149まで、68番156から68番161まで、70番1、70番4から70番91まで、71番5、71番10から71番14まで

別図1 <変更前>



凡例  
..... 現町界



議案第 64 号

生駒市教育委員会委員の任命について

生駒市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 西 井 久 之

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成29年9月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市法令遵守委員会委員の委嘱について

生駒市法令遵守委員会委員を下記の者に委嘱したいから、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月生駒市条例第21号）第16条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 九 鬼 康 夫

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●●●

氏 名 丹 羽 徹

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 兵庫県芦屋市●●●●●●●●●●

氏 名 八 木 正 雄

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成29年9月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱及び任命について

生駒市病院事業推進委員会の委員に下記の者を委嘱し、及び任命したいから、  
生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）第  
17条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

1 委嘱する者

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 宮 崎 久 憲

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 溝 口 精 二

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 伊 木 まり子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 大阪府四條畷市●●●●●●●●●●

氏 名 石 村 雅 男

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●●●

氏 名 友 岡 俊 夫

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 遠 藤 清

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 滋賀県大津市●●●●●●●●

氏 名 関 本 美 穂

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 奥 田 陽 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 志 垣 智 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

## 2 任命する者

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 杉 本 正 人

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成29年9月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市 ●●●●●●●●

氏 名 谷 口 清

生年月日 昭和 ●●年 ●●月 ●●日

住 所 生駒市 ●●●●●●●●

氏 名 安 井 幹 雄

生年月日 昭和 ●●年 ●●月 ●●日

平成29年9月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史